

不服申立て事案答申第 277 号

不服申立て事案諮問第 306 号

件名：23 条通報の記録等の一部開示決定に関する件

## 答 申

### 1 審議会の結論

愛知県知事（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報開示請求の一部開示決定において開示しないこととした別表の 2 欄に掲げる部分のうち、同表の 4 欄に掲げる部分は開示すべきである。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき、審査請求人が令和 5 年 11 月 1 日付けで行った保有個人情報開示請求に対し、処分庁が同月 16 日付けで行った一部開示決定を取り消し、開示を求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由 （略）

### 3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件請求対象保有個人情報について

本件開示請求書の「開示請求をする保有個人情報の内容」欄には、「C 保健所が所持する請求人の特定年月日 A と特定年月日 B の 23 条通報の記録及び特定年月日 A 以降から本日までの C 保健所が所持する請求人の援助記録」と記載されている。

審査請求人は、警察官から C 保健所に特定年月日 A と特定年月日 B に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「精神保健福祉法」という。）第 23 条の規定に基づき、通報されていることから、本件請求対象保有個人情報は、C 保健所がこれらの通報を受けたときに作成した行政文書及び特定年月日 A 以降から開示請求日である令和 5 年 11 月 1 日までの間の、C 保健所が管理する審査請求人の援助記録であると解し、別表の 1 欄に掲げる文書を特定した。

このうち、「特定年月日 A の 23 条通報の記録」に対応する行政文書が、文書 1（以下「文書 1」という。別表の 1 欄に掲げる文書 2 以下も同様とする。）から文書 5 までであり、「特定年月日 B の 23 条通報の記録」に対応する行政文書が、文書 6 から文書 10 までである。また、「特定年月日 A 以降

から本日までのC保健所が所持する請求人の援助記録」に対応する行政文書が、文書11である。

文書1及び文書6はC保健所の職員が、警察官から審査請求人について連絡、相談を受け、相談内容について所属内で情報共有することを目的として作成した報告書である。文書2から文書5まで及び文書7から文書10までは、精神保健福祉法第23条に基づき、C保健所が警察官の通報を受理、調査し、精神保健福祉法第27条に基づく措置診察が必要か判断し、対応状況を明確にするために作成した文書である。文書11は、審査請求人に係る相談や対応についての経過や結果を記録し、対応状況を明確にするために作成した文書である。

ア 文書1及び文書6には、「受付年月日・時間」、「氏名（イニシャル）」、「住所」、「診断名・受診歴」、「保健所相談歴」、「相談者」、「対応者（1次）」、「相談主訴」、「相談に対してどう対応したのか」、「関係機関との連絡調整」、「内部的な処理方法、対応方針、処理時間」等が記載されている。

イ 文書2及び文書7には「通報受付日」、「通報者」、「被通報者」、「家族等」、「保護日時」、「保護した原因及び警察の所見」、「症状の概要」、「現在の状態」、「精神科治療歴」及び「備考」が記載されている。

ウ 文書3及び文書8には「意見聴取日」、「指定医」、「被通報者」、「指定医の意見」等が記載されている。

エ 文書4及び文書9には、「本籍」、「住所」、「職業」、「氏名」、「生年月日」、「保護又は発見日時」、「発見の場所」、「保護又は発見した警察官の所属階級氏名」、「引継ぎ通報の理由」、「取扱者」、「参考事項」等が記載されており、通報の理由が記載された別紙が添付されている。

オ 文書5及び文書10は、起案文書、通知文（案）及び調査書から構成され、調査書には、「精神障害者（精神障害の疑いのある者）」、「現に本人の保護にあたっている者等」、「症状の概要」、「生立の状況」、「家族及び生計の状況」、「その他の事項」、「調査者の意見」等が記載されている。

カ 文書11には、対応した日付やその内容、関係機関とのやりとり、記録者の氏名等が記載されている。

## (2) 法第78条第1項第2号該当性について

ア 警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名、指定医氏名及びPSW氏名について

警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名、指定医氏名及びPSW氏名は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものである。

イ 家族及び生計の状況について

家族及び生計の状況は、C保健所が審査請求人以外の関係者から聞き

取った内容であり、審査請求人以外の者の状況が記載されていることから、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

ウ 開示請求者以外の個人の情報に関する記述について

特定年月日 D 及び特定年月日 E の相談記録のうち開示請求者以外の個人の情報に関する記述については、C 保健所と開示請求者以外の個人とのやりとりが記載されており、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

エ よって、警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名、指定医氏名、PSW 氏名、家族及び生計の状況並びに開示請求者以外の個人の情報に関する記述（以下「警察職員の氏名等」という。）は、法第 78 条第 1 項第 2 号本文に該当する。

オ 警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名については、公表されておらず、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報には該当しないことから、法第 78 条第 1 項第 2 号ただし書イには該当しない。

そのほか、警察職員の氏名等が同号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しないことは明らかである。

カ したがって、警察職員の氏名等は、法第 78 条第 1 項第 2 号の不開示情報に該当する。

(3) 法第 78 条第 1 項第 5 号該当性について

警察等の捜査状況が記載された部分については、これを開示することとなれば、警察等の捜査活動の実態が明らかとなり、犯罪行為を企図している者等において各種活動を潜在化、巧妙化させるなどの防衛措置を講じられたり、捜査協力者と警察等との信頼関係に悪影響を及ぼすなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 78 条第 1 項第 5 号の不開示情報に該当する。

(4) 法第 78 条第 1 項第 7 号該当性について

ア 相談主訴、相談に対してどう対応したのか、保護した原因及び警察の所見、症状の概要（保護以前の経緯等）、現在の状態、精神科治療歴、症状の概要、生立の状況、診断名・受診歴、関係機関との調整に関する記述並びに警察の捜査状況等が記載された部分（以下「相談主訴等」という。）について

相談主訴等には、C 保健所が関係機関及び審査請求人以外の関係者（以下「関係機関等」とする。）から聞き取った内容や当該関係者等を特定する情報を始め、審査請求人に関する C 保健所と関係機関等との調整内容が記載されている。

精神保健福祉業務において、関係機関等から収集した情報は、精神保健福祉法第 27 条の規定により保健所等が調査をする場合の判断や精神保健福祉法第 47 条の規定により保健所等が精神障害者等を支援することになった場合の支援方法、精神障害者や関係者からの相談等への対応を検討するに当たり重要な情報となるものである。

そのため、保健所等は、関係機関等から具体的かつ率直な情報の提供を受けることが必要とされるとともに、対応した職員は、これらの情報や当該職員による対応の内容を関係職員間で共有し、組織として適切な業務が行われるよう、提供された情報や対応の内容をそのままに記載することが必要とされ、こうした情報の性質や記載のあり方に照らすと、関係機関等は、審査請求人に開示されることを想定せずに情報を提供するものである。

これらの情報が審査請求人に知られることが前提となれば、今後、関係機関等は率直かつ詳細な情報の提供を差し控えることが想定され、保健所等において必要な情報を収集することが困難になり、今後の精神保健福祉関連業務の適切な遂行に支障をきたすおそれがある。

#### イ 別紙について

別紙には精神保健福祉法第 23 条の規定に基づき関係機関が通報をした理由が記載されており、不開示とした部分には、関係機関が第三者から聴取した内容など、23 条通報に当たって必要な調査等を行った結果が記載されている。

これらの情報が審査請求人に知られることが前提となると、今後、関係者等は率直かつ詳細な情報の提供を差し控えることが想定され、関係機関や保健所等において必要な情報を収集することが困難になり、今後の精神保健福祉関連業務の適切な遂行に支障をきたすおそれがある。

#### ウ 調査者の意見について

精神保健福祉法第 27 条で「都道府県知事は、第 22 条から前条までの規定による申請、通報又は届出のあつた者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する指定医をして診察をさせなければならない。」と規定されていることから、保健所等は同条の規定に基づき調査の上必要があると認めるときは指定医による診察をさせなければならない、その判断のためには、調査内容の評価についての率直かつ詳細な意見の記載が不可欠である。

調査者の意見には、C 保健所が調査をした結果について、C 保健所の調

査者による評価を含む意見が記載されており、審査請求人に知られることが前提となると、今後、率直かつ詳細な意見を記載できなくなる可能性があることから、C 保健所による指定医の診察の必要性に係る適切な判断に著しい支障を及ぼすおそれがある。

エ 以上のことから、これらの情報は、法第 78 条第 1 項第 7 号の不開示情報に該当する。

#### 4 審議会の判断

##### (1) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、C 保健所が、特定年月日 A と特定年月日 B に警察官から審査請求人に関して精神保健福祉法第 23 条の規定に基づく通報を受けたときに作成した文書及び特定年月日 A 以降から開示請求日までの C 保健所が所持する審査請求人の援助記録である。

処分庁は、別表の 2 欄に掲げる部分を同表の 3 欄に掲げる理由に該当するものとして不開示としているところ、審査請求人は、審査請求書において、全ての不開示部分の開示を求めていることから、以下検討する。

##### (2) 法第 78 条第 1 項第 2 号該当性について

###### ア 警察職員の氏名等について

警察職員の氏名等は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるもの又は審査請求人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められるため、法第 78 条第 1 項第 2 号本文に該当する。

また、警察職員の氏名等のうち別表の 4 欄に掲げる部分以外の部分については、法令の規定により又は慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

よって、警察職員の氏名等のうち別表の 4 欄に掲げる部分以外の部分は、法第 78 条第 1 項第 2 号に該当する。

イ 一方で、警察職員の氏名等のうち別表の 4 欄に掲げる部分については、法令の規定により又は慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報と認められることから、同号ただし書イに該当する。

よって、当該部分は、法第 78 条第 1 項第 2 号に該当しない。

したがって、開示すべきである。

##### (3) 法第 78 条第 1 項第 5 号該当性について

当審議会において警察等の捜査状況が記載された部分及び関係機関との調整に関する記述のうち特定年月日 K 始め 3 日に係る部分を見分したと

ころ、処分庁と警察との連絡調整等に関する情報が記載されていた。

当審議会において検討したところ、これらの情報を開示することにより、警察の捜査手法等が分かるなど今後の捜査に支障を及ぼすおそれがあると処分庁が認めることにつき相当の理由があるものと認められる。

よって、警察等の捜査状況が記載された部分及び関係機関との調整に関する記述のうち特定年月日 K 始め 3 日に係る部分は、法第 78 条第 1 項第 5 号に該当する。

(4) 法第 78 条第 1 項第 7 号該当性について

ア 相談主訴等及び調査者の意見について

- (ア) 処分庁によれば、相談主訴等は、C 保健所が関係機関等から聞き取った内容を始め、審査請求人に関する C 保健所と関係機関等との調整内容が記載されており、これらの情報は精神保健福祉法第 27 条の規定により C 保健所が調査をする場合の判断や精神保健福祉法第 47 条の規定により C 保健所が審査請求人を支援することになった場合の支援方法の検討において重要な情報となるものである。そして、これらの情報を公にすると、関係機関等から必要な情報を収集することが困難になり、今後の精神保健福祉関連業務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるとのことである。

また、処分庁によれば、C 保健所は精神保健福祉法第 27 条の規定に基づき調査の上必要があると認めるときは指定医による診察をさせなければならない、その判断のためには、調査内容の評価についての率直かつ詳細な意見の記載が不可欠であり、調査者の意見には、C 保健所が調査をした結果について、C 保健所の調査者による評価を含む意見が記載されていることから、審査請求人に知られることが前提となると、今後、率直かつ詳細な意見を記載できなくなる可能性があり、C 保健所による指定医の診察の必要性に係る適正な判断に著しい支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

さらに、当審議会において処分庁から説明を聴取したところ、文書 11 のうち不開示とされている関係機関等との調整内容の一部には、相談に対応した者による評価を含む記載がされているところ、精神保健福祉法第 47 条に規定する相談指導等の要否の判断のために、その判断に係る評価を記載することがあるとのことである。そして、これらの記載が審査請求人に知られることが前提となると、今後、率直かつ詳細な意見を記載できなくなる可能性があり、今後の精神保健福祉関連業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

- (イ) 当審議会において相談主訴等及び調査者の意見を見分したところ、相談主訴等には、関係機関等から聞き取った内容を始めとする審査請求人に関する C 保健所と関係機関等との調整内容が記載されていた。

また、調査者の意見には、C 保健所の調査者による評価を含む意見が、文書 11 のうち不開示とされている関係機関等との調整内容の一部には、相談に対応した者による評価を含む意見が記載されていた。

- (ウ) これらの情報を開示すると、処分庁が主張するとおり、関係機関等、調査者や相談に対応した者から率直かつ詳細な情報や意見を提供したり記載してもらえなくなる可能性があり、その結果、関係機関等や調査者から必要な情報や意見を収集することが困難になり、今後の精神保健福祉関連業務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあると認められる。

したがって、相談主訴等及び調査者の意見は、法第 78 条第 1 項第 7 号に該当する。

#### イ 別紙について

- (ア) 処分庁によれば、文書 4 のうち別紙には、精神保健福祉法第 23 条の規定に基づき関係機関が通報をした理由が記載されており、これを審査請求人に開示することとなれば、関係機関が C 保健所に詳細な理由の記載を避けて通報することが想定され、結果として、関係機関から必要な情報を収集することが困難になり、今後の精神保健福祉関連業務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるとのことである。

- (イ) 別紙は、精神保健福祉法第 23 条に基づき管轄の警察署が知事に通報した際に作成した文書の一部であるところ、当審議会において別紙のうち不開示とされた部分を見分したところ、当該部分には、関係機関等との調整内容が記載されていた。

- (ウ) 当該部分を開示すると、処分庁の主張するとおり、関係機関等から必要な情報を収集することが困難となり、今後の精神保健福祉関連業務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあると認められる。

したがって、別紙のうち不開示とされた部分は、法第 78 条第 1 項第 7 号に該当する。

- (5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

- (6) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

#### 別記

特定年月日 A と特定年月日 B の 23 条通報の記録及び特定年月日 A 以降から本日までの C 保健所が所持する請求人の援助記録

別表

| 1 行政文書の名称                                              | 2 開示しないこととした部分                               | 3 開示しないこととした根拠規定     | 4 開示すべき部分 |
|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------|-----------|
| 文書 1<br>休日夜間相談事例対応状況（報告）（特定年月日 A）                      | 警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名                          | 法第 78 条第 1 項第 2 号に該当 | なし        |
|                                                        | ・相談主訴<br>・相談に対してどう対応したのか                     | 法第 78 条第 1 項第 7 号に該当 | なし        |
| 文書 2<br>精神保健福祉法第 23 条の規定による通報録取書（電話・口頭）兼状況調査書（特定年月日 A） | 警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名                          | 法第 78 条第 1 項第 2 号に該当 | なし        |
|                                                        | ・保護した原因及び警察の所見<br>・症状の概要（保護以前の経緯等）<br>・現在の状態 | 法第 78 条第 1 項第 7 号に該当 | なし        |
| 文書 3<br>緊急措置診察に係る指定医に対する意見録取書（電話・口頭）（特定年月日 A）          | 指定医氏名                                        | 法第 78 条第 1 項第 2 号に該当 | なし        |
| 文書 4<br>引継（通報）書（特定年月日 F）                               | 警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名                          | 法第 78 条第 1 項第 2 号に該当 | なし        |
|                                                        | 別紙                                           | 法第 78 条第 1 項第 7 号に該当 | なし        |
| 文書 5<br>精神保健福祉法第 23 条の通報に関する調査書（特定年月日 G）               | ・症状の概要<br>・生立の状況                             | 法第 78 条第 1 項第 7 号に該当 | なし        |
|                                                        | 家族及び生計の状況                                    | 法第 78 条第 1 項第 2 号に該当 | なし        |
|                                                        | 調査者の意見                                       | 法第 78 条第 1 項第 7 号に該当 | なし        |
| 文書 6<br>休日夜間相談事例対応状況（報告）（特定年月日 B）                      | 診断名・受診歴                                      | 法第 78 条第 1 項第 7 号に該当 | なし        |
|                                                        | 警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名                          | 法第 78 条第 1 項第 2 号に該当 | なし        |
|                                                        | ・相談主訴<br>・相談に対してどう対応したのか                     | 法第 78 条第 1 項第 7 号に該当 | なし        |
|                                                        | F 病院担当<br>PSW 氏名                             | 法第 78 条第 1 項第 2 号に該当 | なし        |



| 1 行政文書の名称                                                                       | 2 開示しないこととした部分                                                      | 3 開示しないこととした根拠規定                                   | 4 開示すべき部分 |
|---------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|-----------|
| 文書 7<br>精神保健福祉法<br>第 23 条の規定<br>による通報録取<br>書（電話・口頭）<br>兼 状 況 調 査 書<br>（特定年月日 B） | 警部補及び同相当職以下の<br>警察職員の氏名                                             | 法第 78 条第 1 項第<br>2 号に該当                            | なし        |
|                                                                                 | 家族等（家族状況）                                                           | 法第 78 条第 1 項第<br>2 号に該当                            | 2 行目      |
|                                                                                 | ・ 保護した原因及び警察の<br>所見<br>・ 症状の概要（保護以前の<br>経緯等）<br>・ 現在の状態<br>・ 精神科治療歴 | 法第 78 条第 1 項第<br>7 号に該当                            | なし        |
| 文書 8<br>緊急措置診察に<br>係る指定医に対<br>する意見録取書<br>（電話・口頭）<br>（特定年月日 B）                   | 指定医氏名                                                               | 法第 78 条第 1 項第<br>2 号に該当                            | なし        |
| 文書 9<br>引継（通報）書<br>（特定年月日 H）                                                    | 警部補及び同相当職以下の<br>警察職員の氏名                                             | 法第 78 条第 1 項第<br>2 号に該当                            | なし        |
| 文書 10<br>精神保健福祉法<br>第 23 条の通報<br>に関する調査書<br>（特定年月日 I）                           | ・ 症状の概要<br>・ 生い立ちの状況                                                | 法第 78 条第 1 項第<br>7 号に該当                            | なし        |
|                                                                                 | 家族及び生計の状況                                                           | 法第 78 条第 1 項第<br>2 号に該当                            | なし        |
| 文書 11<br>相談記録                                                                   | 関係機関との調整に関する<br>記述<br>（特定年月日 J 始め 17 日）                             | 法第 78 条第 1 項第<br>7 号に該当                            | なし        |
|                                                                                 | ・ 警察等の捜査状況等が記<br>載された部分<br>・ 関係機関との調整に関す<br>る記述<br>（特定年月日 K 始め 3 日） | 法第 78 条第 1 項第<br>5 号に該当<br>法第 78 条第 1 項第<br>7 号に該当 | なし        |
|                                                                                 | 開示請求者以外の個人の情<br>報に関する記述<br>（特定年月日 D）<br>（特定年月日 E）                   | 法第 78 条第 1 項第<br>2 号に該当                            | なし        |

(審議会の処理経過)

| 年 月 日                       | 内 容               |
|-----------------------------|-------------------|
| 6 . 1 1 . 2 5               | 諮問（弁明書の写しを添付）     |
| 7 . 5 . 1 6<br>(第 249 回審議会) | 処分庁の職員から不開示理由等を聴取 |
| 同 日                         | 審議                |
| 7 . 6 . 1 6<br>(第 250 回審議会) | 審議                |
| 7 . 7 . 2 8                 | 答申                |